

鳥羽市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として講じた措置について教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成26年4月23日

鳥羽市監査委員 村 林 守

鳥羽市監査委員 浜 口 一 利

記

監 査 の 種 類	平成25年度 定期監査	
監 査 実 施 期 間	平成25年7月1日～8月9日	
結 果 区 分	指摘事項（是正・改善事項）	
課・係名等	指摘の内容	措置の内容等
教育委員会 生涯学習課	<b>公民館の利用状況等の把握について</b> 公民館の利用状況や管理運営状況について、27公民館のうち、12公民館しか使用申込書等の書類が提出されておらず、15公民館については利用状況等が把握されていなかった。また、公民館により、事務取扱状況が様々となっており、運用が徹底されておらず、書類の不備も見受けられた。事務の一連の流れを整理・周知徹底されるなどし、統一的な事務取扱となるよう改善されたい。	公民館主事会議において、公民館主事が行う業務内容や市への報告書類について説明を行っておりますが、公民館の利用状況を把握するために重要な書類であることをご理解いただき今後も提出の徹底を指導していきます。